

租税訴訟学会理事会 議事録

日 時： 平成 28 年 12 月 19 日（月） 19 時 00 分～20 時 00 分
場 所： 弁護士会館 10 階 1001 会議室
参加者： 秋葉武、朝倉洋子、大塚正臣、菅野浅雄、土屋清人、永石一郎
長島弘、守田啓一、山本守之、山下清兵衛、脇谷英夫

敬称略

- 議 事：
1. 各部会・支部活動報告
 2. 日本税務会計学会との共同研究発表について
 3. 争訟部会副会長の選任について
 4. 印刷部数について
 5. 志賀記念出版（『法的紛争処理の税務』改訂版）について
 6. 紀要 10 号について
 7. データベース作りについて
 8. 平成 29 年度夏期研修について
 9. 理事について

1 各部会・支部活動報告

(1) 研究提言部会報告

- ・第 52 回研究報告会について

日 程：4 月（予定）

場 所：未定

講 師：未定

2 日本税務会計学会との共同研究発表について

平成 28 年 12 月 9 日に日本税務会計学会（東京税理士会）の役員会議があった。その際に、多田雄司税理士（日本税務会計学会学会長）より、租税訴訟学会との共同研究発表について報告があり、今後の検討事項として取り上げていくこととなった（田口渉理事）。

具体的なテーマや日時は未定である。

一度学会長には理事会に参加していただくという案も出た。

3 争訟部会副会長の選任について

副会長は、それぞれの母体から選出し、数を増やしてはどうか（山下清兵衛理事）。また、副会長専務理事、常任理事など役職を増やし、各支部から人を呼んではどう

かという案も出た。

(参考案)

日弁連税制委員会

東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

東京税理士会

日本税務会計学会

守之会

基本的な組織固めをしていきたい。

4 印刷部数について

今後研究会等の冊子の印刷部数は 250 部を徹底する。

ものによってはデジタルデータに切り替える案も出ている（研究会は事前申し込み無しで外部からの受講も可能なので難しい）。コスト削減については今後の課題として検討していく。

5 志賀記念出版（『法的紛争処理の税務』改訂版）について【別紙 1】

来年の 3 月に出版を目指している。

志賀先生を偲ぶ会を兼ねて、出版記念パーティーを開催したいと考えている（山下清兵衛理事）。

6 紀要第 10 号について

(1) 募集状況について

【別紙 A】の通りである。本年中に全ての原稿を集める予定であるが、一部の先生から年明けに提出する旨の連絡をいただいている。

(2) 項目の分類について

今までの法人税や所得税などの分類はわかりづらいので、延滞税や重加算税などといった狭い範囲の分類を行った。応募者に確認の上、分類に間違いがあれば指摘していただいた。

7 データベース作りについて

他にはない、専門的な、個人に頼ったデータベース構築を行いたい。高度な、判例だけではない実務的なデータベース作りを目指す。過去に発表いただいた紀要、研修等のレジュメをお送りいただき、蓄積していきたい（山下清兵衛理事）。

8 平成 29 年度夏期研修について

取り上げたいテーマがあれば提案してください。

9 理事について

名前だけの理事が非常に多いので、常任理事会の体制に変更する案が出された。理事会の出席率を上げるための工夫が必要である。

また、理事に関連して、支部活動についても、支部によって偏りがあるため、送金の割合を変更する案が出された。

次回理事会は、平成 29 年 1 月 18 日（水）19 時 00 分～、弁護士会館 1007 号会議室
次回議題：部会報告など

議事に対するご提案等は、下記総務企画部（Email / FAX）までお願い申し上げます。

租税訴訟学会総務企画部

FAX: 03-3586-3602

Email: info@sozei-soshou.jp

<http://sozei-soshou.jp/>

紀要第10号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
1	重加算税	長谷川 記央	はせがわ のりお	重加算税における形式主義と客観主義の問題(仮)	平成27年10月2日裁判事例に基づいて、重加算税に関する形式主義と客観主義の問題を検討する。主として、相続人に重加算税が課される場合について検討する。	●
2		金子 友裕	かねこ ともひろ	未定		
3	延滞税	酒井 克彦	さかい かつひこ	租税手続法3 納税者勝訴判決(延滞税)	最高裁平成26年12月12日判決は、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞税について、増額更正等により納付すべき税額について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間は、延滞税を課さないこととする平成28年度税制改正に多大なる影響を及ぼした。小職は、この事件において納税者側で鑑定意見書を提出しているが、租税手続法の問題として取り上げることが可能であれば、寄稿させていただきたい。	
4	立証責任	柿本 雅一	かきもと まさかず	タックスヘイブン対策税制の適用除外要件における立証責任と実務上の対応の仕方について	東京高裁平成25年5月29日判決により、納税者が適用除外要件を充たさないことの立証責任は課税庁にあることが明示された。他方、特定外国子会社の経営実態の確認については課税庁の調査権限が直接及ぶことができない。このことは税務調査現場において、納税者が消極的に対応するのではなく、逆に積極的に事実関係を開示することが有意義であることを示唆するものである。この点を判例でどのような事実認定および解釈をされたのかを通じて検証していく予定である。	●
5	不当な交際費認	山下 学	やました まなぶ	不服申し立てにより、交際費認定課税が取り消された事例	平成23年12月14日 裁判 川崎汽船の裁判事例 取り消された重加算税の賦課決定処分は、船舶の契約価格の再交渉に係るものです。当社の子会社が造船所と船舶の建造契約を締結した後に、造船所側から、契約時点での予測を超えた鋼材価格の著しい高騰という経済情勢を背景に船舶の価格の値上げを要請されたため、再度の交渉を経て契約価格の見直しを合意したところ、当局は当該合意が仮装だとして、当初の契約価格と見直し後の価格の差額を否認し、課税所得の計算に誤りがあるとしました。当社は、造船所から船舶価格の値上げを要請されて契約価格の見直しを合意したのは事実であり、当該合意が仮装だとした当局の事実認定は根拠を欠いた誤ったものであり、従って重加算税の賦課も根拠がない、と主張して国税不服審判所に審査請求を行い、今回の裁判に至ったものです。	本年中

紀要第10号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
6	重加算税賦課基準	齋藤 滋	さいとう しげる	タックス・リスクの税務経営管理論的考察	わたしが勤務していた事務所で取り扱った2件の異議申立て、1つは、事務運営指針にもとづく重加算税の賦課について争った事案、いま1つは、行政指導の枠内における過少申告加算税の賦課について争った事案、これら2件の異議申立書を論文の形式にとりまとめました(前者については、処分が取り消されております。)。2016(平成28)年度改正では、加算税制度の強化が意図されているようでもあるところ、納税者側のささやかな指針となるのではないかと考え、応募いたしました。存じます。	●
7	公益法人課税	永島 公孝	ながしま きみたか	総論7 公益法人非課税 公益法人改革前後の制度、 税務調査の動向、裁判例を めぐって	公益法人改正前後の制度、税務調査の動向、裁判例をめぐって	●
8	広大地課税	風岡 範哉	かぜおか のりちか	裁判例、裁決例がらみ 広大地の可否基準	相続税の土地の評価における広大地の適用判断の基準を探る。判例、裁決例を総合的に研究。	●
9	貸倒引当金の要件	平野 秀輔	ひらの しゅうすけ	金融機関における個別貸倒引当金の検討事例 法人税法施行令第96条第1項第2号該当について	金融機関に対する、実際の税務調査において、法人税法施行令第96条第1項第2号に定める貸倒引当金の要件について、判例をふまえて討議を重ね、実際に行政に提出した「意見書」を論文として再編集するものです。	●
10	貸倒損失の年度帰属	志岐 昭敏	しき あきとし	修正損失の年度帰属	回収できなかった金銭債権が資産として計上されていることを修正するための会計処理による損失を否認された例	
11	減価償却費	泉 絢也	いずみ じゅんや	架空資産に係る減価償却費と国保収入に係る前期損益修正経理の各否認に係る青色更正処分と理由付記	最近において、架空の減価償却資産であると認定した上で、当該資産に係る減価償却費は損金の額に算入することができないなどとして行った青色申告の更正処分を、理由付記に不備があるとして取り消した裁決例(国税不服審判所平成24年4月9日裁決・裁決事例集87号291頁)の分析から、公正基準を抽出する。	●
12	黙示の承諾認定による課税処分	管野 浅雄	かんの あさお	租税法と契約解釈 一課税庁は「黙示の承諾」があったとして課税できるのか	いわゆる岡三証券事件において、地裁判決は、証券会社が子会社の開発したソフトウェアを日常的に使用し、許諾契約もないことから、黙示の承諾により著作権が譲渡されたと認定した課税処分を適法とした。これに対し知財高裁は、両社の間の契約は情報処理委託契約であって、明示の特約があるか、それと等価値の黙示の合意がある等の特段の事情がない限り、ソフトウェアの譲渡があったとは認められないとして課税処分を取り消した。契約の解釈に当たり「黙示の承諾」の認定は慎重に行われなければならないと、課税処分においても安易な認定をすべきではないと考える。	1/10提出予定

紀要第10号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
13	役員給与	山本 守之	やまもと もりゆき	非常勤役員に支払われる日当の損金性		●
14	減価償却	土屋 清人	つちや きよと	「資本的支出の取扱い」に関する政令委任の問題点(仮題)	19年度税制改正で法人税法施行令55条「資本的支出の取扱い」について、大幅な変更が加えられた。この変更により、特に建物のような定額法の資産は、初期投資の法定耐用年数が終了すると減価償却はおよそ1/3に減少することになる。つまり、減価償却費の額が少なくなり大增税が発生する。 憲法73条6項において法律の規定を実施するために政令を制定することが認められているが、本法を改正することなく、法令にて大增税を行うことは租税法律主義に反しないのか、判例で積み上げられた規範を基に論じる。	
15	匿名組合分配金の所得分類	小田 智典	おだ とものり	租税条約上の匿名組合分配金の所得分類の判定方法	最判平成27年6月12日民集69巻4号1121頁(所得税法上の匿名組合分配金の所得分類の判定方法)を踏まえて、東京高判平成19年6月28日判タ1275号127頁(租税条約上の匿名組合分配金の所得分類の判定方法)を再考する。	●
16		山下 清兵衛	やました せいべえ	小規模宅地評価減特例と遺	代田事件	
				非居住者の国外源泉所得と	太田事件	
				合算課税	ケイヒン事件	
株式の評価損の税務申告						
17	住宅用地の解釈	館 彰男	たて あきお			●
18		永石 一郎	ながいし いちろう	遺留分減殺請求権の法的性質と最高裁判例		●
19	付録	山下 清兵衛	やました せいべえ	裁判所からみた租税訴訟		

総務企画部

1. 研究会・支部報告

(1) 開催報告

[租税判例研究会]

日 程：11月30日(水)

会 場：立正大学品川キャンパス 11号館 7階 1172号教室

テーマ：「区分所有建物と複数の経年減点補正率」

講 師：弁護士 熊谷建吾 先生

[第51回研究会]

日 程：12月6日(火)

会 場：東京税理士会館 2階 大会議室

テーマ：税理士損害賠償に関連するテーマ

講 師：税理士 秋葉武 先生

司 会：守田啓一 先生

★参加者 63名

(2) 開催予定

[第52回研究報告会]

日 程：4月(予定)

場 所：未定

講 師：未定

2. 争訟部会副会長選任について

青木康國副会長の後任を理事会にて選任する。

3. 印刷部数について

研究会で発行する冊子の印刷部数は250部で統一する。

4. 志賀記念出版(『法的紛争処理の税務』改訂版)について

分野ごと別々に進行しており、民事と家事は、一弁の税務部会メンバーを中心に進行している。国際課税は、永田理絵先生に全面的にご協力をお願いしている。また、新たに、会社法を長島弘先生、倒産分野を永石一郎先生をお願いしている。

青木康國先生は、編集には関わらないが、過去担当分について修正の必要がある部分のみ加筆していただく。

来年の3月に出版を目指している。

志賀先生を偲ぶ会を兼ねて、出版記念パーティーを開催したいと考えている。

5. 紀要第10号について

(1) 発行日

山田二郎先生から、「紀要の出版について(毎年刊行を継続すること)、刊行予定日と内容を確定して下さい。」との連絡があった。発行日・内容について確定させたい。

(2) 応募状況【別紙A】

応募の申込みは現時点で18名。原稿の提出期限は12月20日(火)迄とした。すでに4名の先生に原稿を提出いただいている。

6. 専門研究会を活性化させる。

租税刑事法研究会を立ち上げる。

7. 新事業計画について

- (1) 会員サービスとして、次の情報提供をネット通信にて行う。場合によっては特別委員会や別組織を設立して実施する。
 - ① 不動産と M&A 情報交換
 - ② 不要資産交換
 - ③ 保険情報提供、プレミアムカード情報提供
 - ④ 病院・介護施設紹介など
 - ⑤ 研究・研修教材の有償配布
 - ⑥ 事務職員、若手士業の就職情報交換
 - ⑦ 会員の顧問先の事業紹介と会員による利用促進
 - ⑧ 鑑定意見書の作成及び租税事件支援
- (2) 大学と提携し専門登録と専門認定を行う
- (3) 法科大学院租税法講座及び税理士補佐人講座の運営及び講師派遣
- (4) 専門研修
 - ① 信託税制
 - ② 用途非課税
 - ③ 租税回避の研究
 - ④ 資産評価訴訟の研究
 - ⑤ 事実の変動と更正の請求
 - ⑥ 評価的課税要件の研究
 - ⑦ 是正されるべき判例・裁決・通達
 - ⑧ 税制を利用したビジネスモデル（武富士事件、オープンシャホールディング事件、IBM 事件、その他非課税制度事件を参考とする）
- (5) 民間税調との提携
- (6) 租税訴訟学会の発展のために母体作りと提携団体づくり
 - ① TAINS との提携
会員弁護士が判決をとったあとすぐ TAINS に送るなど、積極的に行う。
 - ② 日本税務会計学会
以前から支援は得ているが、年に1度くらいは合同で勉強会を開催する。

8. 民間税調・民間通達・民間最高裁判所について

個別事件の依頼を受け、争点について、学識や実務経験のある者に、民間判決書を作成していただくシステムを構築したい。

会員の中から学識の高い方や実務経験の豊富な方を選出し、民間裁判官として判決書きを出してもらおう。鑑定意見書の異なる形である。

9. 租税訴訟学会税法研究所

- (1) 活動内容
既に設立されているが、以下の事業を行う理事会の諮問機関として活動させたい。
 - ① 租税訴訟情報や過去研修のデータベースを構築する。
 - ② 情報収集ネットワークを構築するため、インターネットで無料会員を募集する。
 - ③ 理事会を設置する。
 - ④ 専門登録をする。
- (2) ML の活性化と専門管理者
メーリングリストで活発に発言していただける方に管理者をお願いしたい。

そのため、各研究会を募集し、その責任者を決めたい。責任者は、関係事項に関する質問に対し、必ず回答しなければならないとしたい。そして、その Q&A をデータベースに残し、良い議論があれば出版したい。

また、当学会を活性化させる方法として、電子会議室を利用しインターネット上の専門部会を作りたい。インターネットを利用した会員募集を行っていききたい。

10. 母体・提携団体・法人会員・名誉会員制度

本学会の発展を企図し、本会の母体（日弁連税制委員会・日本税務会計学会）作りをなし、提携団体（タインズなど）を選任し、法人会員や名誉会員制度（会費免除）を設けたい。